

甲第 13 号証

平成15年6月4日

総務局

住民基本台帳ネットワークシステムに関する杉並区長発言について

本日、杉並区の山田区長が住民基本台帳ネットワークシステムに関し発言したことに対し、東京都の住基ネットシステム総括責任者である総務局長は下記のとおり、コメントしました。

記

(総務局長コメント)

杉並区長が表明した横浜市と同じ参加方式は、住民全員が参加した段階では適法ですが、それより前の段階においては依然として住民基本台帳法に違反しています。

同方式は、横浜市民全員の住民票コードを住民票に記載した上で、あくまでも、住民基本台帳ネットワークシステムに全員参加することを前提として総務省が認めた特例措置です。

都としては、速やかに全員参加できるように、その時期を区長が明示し確約した上でなければ、区長が提案した方式への対応はできません。

このまま住基ネットに速やかに全面参加しない場合には、法的拘束力のある地方自治法第245条の5の規定による是正の要求について、総務省と調整を進めていきます。

問い合わせ先

総務局行政部振興企画課 細井・田中

内線 24-710・736

直通 03(5388)2412・2418